

平成23年度

特別養護老人ホームあつかし荘・あつかし荘（短期入所生活介護）

事業計画

1. 事業方針

介護保険法等関係諸法令を遵守し、「あつかし荘運営理念」のもと運営目標である「まごころ、ふれあい、思いやり」をモットーに、利用者にとって最良の生活の場を提供できるように、施設自己評価等の結果を踏まえ、問題点の解消と資質向上のため最大の努力を尽くす。

また、ボランティア活動、介護実習等の積極的な受け入れを通して施設機能の開放などをすすめ、地域社会から親しまれる施設づくりを推進する。

2. 事業内容

(1) 権利擁護

- ①利用者の権利擁護と個人情報保護法等に基づく秘密保持の徹底を図る。
- ②苦情解決委員会の設置と苦情受付担当者を配置し、当施設担当の苦情解決委員会第三者委員の定期巡回の実施と利用者・家族等との懇談会を定期的を実施する。
- ③身体拘束廃止委員会を中心に、身体拘束その他行動制限等の廃止を徹底する。
- ④利用者の人権を守り、また、相談に対して適切な助言ができるよう、第三者としての弁護士の指導・協力を得る。

(2) 入所検討委員会の開催

- ①施設の入所決定に、透明性と公平性を持たせるために、福島県指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所に係る指針に基づき、入所検討委員会を開催する。

(3) 介護

- ①介護支援専門員による介護サービス計画の作成と、計画に基づいたサービス提供の充実を図る。また、内容の充実と習熟を図るため、定期的な見直しを行う。
- ②利用者の事故防止の徹底を図る。また、「ヒヤリ・はっと」報告書ならびに事故報告書を作成し、原因を分析、的確な対応と事故再発防止に努める
- ③リスクマネジメント委員会を中心として、生活環境のリスク点検と改善を行い、利用者それぞれに適した改造等を行う。
- ④「尊厳の保持」をケアの基本に据え、認知症に対する理解を深めるために、認知症介護委員会を中心にさらに研修を重ね、適切な介護に当たる。
- ⑤ゲーム、お楽しみツアー、手づくりランチ等、利用者の希望を取り入れたメニューを考え、グループごとのレクリエーション活動を充実させる。
- ⑥利用者の尊厳を守る看取り介護に取り組み、最期まで人間らしい生活を送れるよう援助する。
- ⑦パソコンネットワークによるケア記録システムを活用し、記録の正確化、合理化を図る。
- ⑧利用者のペースに合わせ、ゆとりある和やかな雰囲気のもとに、喜びと生き甲斐が感じられる生活の場をつくる。
- ⑨家族の思いを尊重しながら、家族と利用者の絆を大切に援助を行う。
- ⑩施設入所者の長期入院に伴う空きベッドについては、短期入所者を受け入れることができるように努める。
- ⑪基本的日常生活における動作介助技術の研修・訓練を行い、介護技術の向上に努め

る。

新 ⑫より良いケア実施のため、介護体制の充実と２グループ化に取り組む。

(4) 看 護

- ①嘱託医はじめ協力医療機関ならびに関係機関との連携を密にし、疾病の予防と早期発見・早期治療に努め、健康を維持する。
- ②リハビリテーションの充実を図り、利用者の心身の機能低下予防と残存能力の維持・回復・開発に努め、自立援助を促進する。
- ③感染症対策委員会を中心に、感染症及び食中毒予防のための衛生管理と衛生教育の徹底を図る。万が一発症した場合には、関係機関との連携を図りながら感染の拡大を最小限に抑える。
- ④利用者及び職員の健康管理に努める。
- ⑤主治医、関係職種との連携により、看取りの体制を確立する。
- ⑥緊急時の対応マニュアルを整備し、年間計画を立て、訓練を実施する。

(5) 食 事

- ①法人三施設の統一献立の取り組みを通して、旬の食材を取り入れ、利用者の要望にそった家庭的な献立作成を心がける。
- ②多職種協働で栄養ケアマネジメントを実施し、利用者の栄養改善に努める。
- ③ソフト食の盛り付けを工夫し、利用者の食欲を維持し、より安全な食事提供を目指すと共に、ソフト食の新たなメニューの開発に努める。
- ④衛生管理の徹底に努める。

(6) 相談援助

- ①定期的に相談日を設け、利用者の相談や要望、苦情等に迅速に対応する。
- ②介護支援専門員ならびに介護士、看護師、栄養士等と連携して、介護サービスの質の向上を図るとともに、施設サービス計画を確実に実施するように努める。
- ③定期的に家族と連絡を取り、家族からの相談・要望に応える。
- ④利用者の預り金、保険・年金等手続きの代行業務を適正に行う。
- ⑤利用者の重度化、看取り介護等にあたっては、家族、医師等とも連携し、利用者にとって最適な環境をつくる。
- ⑥市・町、社会福祉協議会や居宅介護支援事業所、地域包括支援センターならびに各事業所との連携を図り、利用者の入所・退所をはじめとする相談に応じる。
- ⑦相談援助業務をはじめ、家族や外部との連絡調整など、すべての記録を確実に行うとともに、情報の共有化を図る。

(7) 事 務

- ①関係諸法令等に対応した事務処理の充実を図る。
- ②会計処理及び予算執行のより一層の適正化を図る。
- ③物品等の整備維持、衛生環境向上を図る。

(8) 地域との連携

- ①地域における福祉拠点の一つとして、施設見学の受け入れ、施設機能の開放ならびに、夏祭りなど施設行事への参加を呼びかけるとともに、地域行事等への参加もふまえ、地域と一体となった福祉活動を展開する。
- ②認知症の理解を深める、介護者のための地域介護教室等を実施する。
- ③新たなボランティアを発掘し、ニーズに応じたプログラムを提案、施設運営への協力を呼びかけるとともに、ボランティアのつどいを開き、意見交換を行う。
- ④体験学習や専門実習等を積極的に受け入れ、福祉教育活動を推進する。

(9) 職員の資質向上

- ①利用者の立場に立って、公平・公正で質の高いサービスを提供できる職員の資質・専門性の向上を図る。

②ケアの質の向上および接遇や職員倫理の向上を図るために、施設外研修へ積極的に参加するとともに、職場内研修を実施する。

③職員の資格取得を奨励し、適切な援助を行う。

④法人・施設の理念を浸透させるため、唱和等を効果的に実施する。

(10) 安全確保

①安全管理体制の強化、防災訓練の実施、消防・防災設備の充実に努める。

②地元消防団等との連携を図り、合同夜間総合訓練を実施する。(9月1日)

(11) 施設整備

①建物・設備の適正な管理・整備に努め、利用者の生活環境の向上に寄与する。

②認知症高齢者のための環境づくり(居室・共有スペースともに)を実践する。

(12) 広報活動

①広報紙「あつかし荘だより」を定期的に発行する。

②ホームページを活用し、情報開示を積極的に行う。また、新聞等の取材を依頼する。

③施設内掲示板等を利用し、施設情報を積極的に発信する。

④利用者家族へ写真や通信の送付などを通して、定期的に近況報告を行う。

(13) 事業経営会議

①事業経営会議では、中・長期的な視野に立った方針に基づく事業計画を確実に実施かつ適切に執行するとともに、その進捗状況を相互に確認する。

(14) サービス改善委員会

①サービス改善委員会を中心に、法人サービス評価事業の結果等を踏まえ、サービス評価の低評価部分の改善をはじめとする、施設全体(ハード・ソフト両面)の改善方策を検討、実施する。

平成 2 3 年度

あつかし荘指定居宅介護支援事業所事業計画

1. 事業方針

- (1) 在宅支援の専門家として、技術の向上と人間性の研鑽に努め、事業を通して社会福祉に貢献する。
- (2) 要介護者や家族の意向を重視した上で、専門的見地から有効なケアプランを組み立て、豊かでやすらぎのある居宅生活を支援する。
- (3) 利用者ニーズと社会資源の架け橋として、情報収集や各種機関との連携を徹底し、常に公正中立を期し、地域ケアにおけるコーディネーターとしての役割を果たす。
- (4) 常に利用者や家族、サービス担当者とのコミュニケーションを密にし、それぞれの信頼関係に基づいた介護サービスがなされるように努める。
- (5) 利用者の権利擁護と個人情報保護法に基づく秘密保持の徹底を図る。
- (6) 利用者の介護予防、自立支援を図り、生活の質を向上できるよう支援する。

2. 事業内容

- (1) 利用者に対する正確な認定調査、有効なケアプラン作成、適正な給付管理、必要な相談・助言の提供を図る。
- (2) サービス担当者会議を積極的に開催し、利用者とサービス事業者間でのケアプランの共通理解を図る。
- (3) 利用者宅への訪問・面接やサービス担当者会議を通し、モニタリングを行い、利用者のニーズ把握に努める。
- (4) 利用者からの相談、苦情又は緊急時に備え、常時連絡が可能な体制を確保し、迅速な対応を行う。
- (5) 迅速で遺漏のないコーディネートを行うために、関係市町並びに他の保健・医療・福祉サービスの事業者との連携を密にする。
- (6) 地域包括支援センターとの連携を図り、介護予防サービス計画作成の依頼を受け入れ、利用者の継続的なケアマネジメントを行う。
- (7) 市・町からの認定調査依頼は積極的に受け入れる。
- (8) 職員の資質の向上を図るため、外部研修への積極的参加を実施する。
- (9) ケアマネジメントの観点からの社会資源を有効活用するため、常に情報収集に努める。